

北海道科学大学障がい学生の支援に関する申し合わせ

1. 趣旨

この申し合わせは、「北海道科学大学障がい学生支援基本指針」に基づき、北海道科学大学（北海道科学大学大学院を含み、以下これらを「本学」という）の学生が障がいなどによる修学上及び学生生活の支援を希望した場合について、必要な事項を定める。

なお、本申し合わせの対象は、本学の学生のみならず、入学志願者を含む。

2. 障がいなどを有する入学志願者（以下、「志願者」という）の事前相談

- (1) 障がいなどを有する志願者に対しては、出願前より入試課に相談を受け付ける。相談内容については、本学指定書式に必要事項を記載し、入試課に提出するものとする。
- (2) 相談内容に応じて、志望する学科の入試広報センター主任と入試課が志願者本人や保護者などと面談を行い、障がいの程度や希望する支援の内容を聴取する。その際、入学した場合には、入学学科などに相談内容を伝えることの了解を得る。
- (3) 聽取した内容から学科内で学修や資格取得、就職の見通しなどを検討し、その情報を志願者に提供する。
- (4) 受験の際にも支援を希望する場合は、可能な限りの支援を行う。
- (5) 障がいなどを有する志願者の入学が決定した際、入試広報センター主任は、事前面談の情報を入学学科の学生支援センター主任に提供する。

3. 支援の申請方法

- (1) 新入生は、出願前の事前相談の有無に関らず、入学手続き時に提出する「障がいなどに関するデータ」で支援を申し出る。
- (2) 在学生は、支援が必要となった時に、学生課に支援を申し出る。
- (3) 学生課は、支援の申し入れがあった学生に「支援申請書」を渡す。
- (4) 学生は、「支援申請書」に必要事項を記入し、原則根拠を示す資料を添付して学生課に提出する。ただし、事前相談時に根拠資料が提出されていた場合は、不要とする。なお、根拠資料の例は、以下のものとする。
 - ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
 - ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
 - ・知能検査、発達検査、神経心理学的検査などの検査結果及び専門家の所見
 - ・高等学校などの大学入学前の支援状況に関する資料など
- (5) 学生課は、「支援申請書」と入学時の「障がいなどに関するデータ」を添えて、所属学科の学生支援センター主任に支援内容の検討を依頼する。

4. 支援内容の決定

- (1) 学生支援センター主任の指示のもと、クラス担任が学生と保健管理センター（学生課）、適宜就職支援センター（就職課）や教務課、学生相談室など関係部署を招集し、出願前の事前相談内容も参考にした上で、面談及び支援内容の調整を行う。また、面談には、

- 第2編大学5-36 北海道科学大学障がい学生の支援に関する申し合わせ
必要に応じて保護者も参加する。
- (2) 面談は、学生の意思を尊重するよう建設的対話で進め、必要に応じて複数回行い、支援内容を決定する。
- (3) クラス担任は、学生の合意が得られた支援内容をもとに、速やかに「支援決定通知書」を作成する。
- (4) クラス担任は、作成した「支援決定通知書」の内容を学生に確認してもらい、学生から署名（自筆署名が出来ない場合は、記名・押印）を得て、学生課に原本を2部提出する。
- (5) 学生課は、提出された「支援決定通知書」2部にそれぞれ大学長印を押印し、1部は学生に渡し、1部は大学（学生課）で保管とする。
- (6) 学生課は、「支援決定通知書（写）」の1部を保護者に通知し、1部を所属学科に配付する。
ただし保護者への通知は、学生の同意を得るものとする。
- (7) 入学前の相談の場合は、上記（1）～（6）を学生支援センター主任が行う。

5. 支援内容の通知

所属学科は、学生の履修する科目担当教員や関係部署に「支援決定通知書（写）」のコピーで支援内容を通知する。学生が履修している科目担当教員の照会は、教務課に依頼する。

6. 支援内容の変更

- (1) 学生は、様態の変化などにより支援内容を変更する必要が生じた場合、隨時、申し出ることができる。
- (2) 支援内容を変更する場合は、前項の「3. 支援の申請方法」、「4. 支援内容の決定」、「5. 支援内容の通知」を同様に行う。

7. 個人情報の取扱い

- (1) 支援にあたって知り得た個人情報は、「北海道科学大学における個人情報の取扱いについて」に基づき取り扱う。
- (2) 支援にあたって知り得た個人情報は、第三者に提供、漏洩するなど、支援業務の範囲を超えて使用しない。
- (3) 支援において連携する学外機関などと個人情報を共有する必要が生じた場合は、事前に学生の承諾を得る。

8. この申し合わせの改廃は、保健管理センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この申し合わせは、2020年4月1日から施行する。
1 この申し合わせの改正は、2021年4月1日から施行する。